

計画期間

平成27年度～平成37年度

宍粟市酪農・肉用牛生産近代化計画書

平成28年3月

兵庫県宍粟市

## 目 次

- I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
- II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標
  - 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
  - 2 肉用牛の飼養頭数の目標
- III 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標
  - 1 酪農経営方式
  - 2 肉用牛経営方式
- IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大のための措置
  - 1 乳牛（乳肉複合経営を含む）
  - 2 肉用牛
- V 飼料の自給率の向上に関する事項
- VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置
  - 1 集送乳の合理化
  - 2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置
- VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項
  - 1 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置
  - 2 その他必要な事項

## I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

### 1 宍粟市における酪農及び肉用牛生産の役割・機能

本市の酪農及び肉用牛生産は、農業産出額の約14%を占める基幹産業であり、中山間地域の地理的条件に応じた経営が定着しており、農山村地域の活性化や地域経済に及ぼす効果大きい。

近年の酪農及び肉用牛生産については、高齢化や後継者の不足等による廃業が進行し、乳用牛飼養頭数の減少、繁殖雌牛飼養頭数の伸び悩み、TPP交渉妥結による海外からの安価な畜産物の輸入量増加、円安の進展等に伴う飼料価格の高騰など「人・牛・飼料」のそれぞれの変化から、生産基盤の脆弱化が懸念される。

一方で、食品に対する安全・安心への関心や健康志向等消費者ニーズの多様化によるチーズ、発酵乳等の需要の増加及び欧米等における神戸ビーフの需要の高まりに伴う輸出増加など、今後の酪農及び肉用牛生産の発展に向けた好機も生じている。

### 2 担い手の育成と労働負担の軽減に向けた対応

#### (1) 新規就農の確保と担い手の育成

経営者の高齢化による廃業が進んでいる中、将来にわたる生産基盤を維持するため、意欲ある多様な経営を育成確保する取り組みを推進する。

酪農では、技術や経営能力の高い新規就農者を育成するため、酪農ヘルパーを技術習得の場として活用し、就農支援組織等関係機関との連携により後継者不在農家とのマッチングを円滑に進めて、経営継承を推進する。

肉用牛では、牛舎整備や繁殖雌牛の導入支援等の補助事業を活用し、経営規模の拡大や新規就農者・参入者等の育成・確保を推進する。また、酪農、肉用牛ともに大規模及び法人経営における雇用環境等の整備を支援し、雇用による就農者の確保を図り、新規就農後の早急な経営の安定化や多様な経営を育成するため、農業改良普及センター、家畜保健衛生所、県畜産協会等の関係機関が連携して経営・技術指導を行うとともに、地域で組織される青年グループ等への加入を促し、様々な農家と情報交換を行う等、地域に密着した経営の育成を推進する。

さらに、女性の創意工夫や社交性が発揮できるよう、女性の経営への参画と地域内の取組から全国的な幅広い活動への参加を促進する。

#### (2) 外部支援組織の活用

酪農及び肉用牛生産は、家畜の飼養・衛生管理、糞尿処理、飼料の生産、市場出荷など多岐にわたる作業を伴い、多くの労働力を要する。これら、労働負担の軽減、作業の効率化及び飼養管理等への集中により生産性向上を図るため、飼料生産組織への作業委託による分業化、畜産農家等による共同作業やヘルパーの利用拡大を推進する。

①酪農：周年拘束性の高い労働条件の改善を支援する酪農ヘルパー、乳用後継牛の預託育成、自給飼料生産を請け負う飼料生産組織の利用や作業の共同化を推進する。また、酪農ヘルパーの県内組織一本化を契機に、酪農ヘルパー要員の技術向上や対応できる作業項目の拡大、広域化による利用者への柔軟な対応など組織の充実・強化を促進し、酪農家の労力軽減を図る

②肉用牛：子牛の哺育・育成や妊娠牛の供給等を行う繁殖経営支援センターの整備を推進し、農家の労力軽減を図ることにより廃業抑制と増頭支援を行うとともに、当該センターにおける飼養管理に係る技術の向上を促進する。また、畜産農家の休日の確保や傷病時の経営継続等のため、ヘルパー制度の利用促進を行う。

### 3 乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応

#### (1) 生産構造の転換等による規模拡大

①酪農及び肉用牛生産においては、飼養頭数増加による個々の経営の生産性の向上を推進する。また、経営の中長期的な発展のため、過大な設備投資等に留意しつつ、分業化・省力化等に取り組む、計画的に飼養規模の拡大を図る。また、地域の関係機関等は、分業化、省力化を支援することで、飼養頭数の拡大を推進する。

酪農：経営者の高齢化、後継者の不足による戸数の減少を抑制するため、牛舎や堆肥舎の増改築による収容能力の拡大を推進するとともに、搾乳ロボット等先進的な施設・機械の導入や酪農ヘルパーの活用による省力化・作業の分業化を図る。

②肉用牛：新規就農者の初期投資を軽減するため、離農予定者等から継承する牛舎の改修や繁殖雌牛牛舎の整備をするなど、円滑な就農を進めるとともに繁殖農家の専業経営を目指す若年層を中心に、50頭以上の大規模繁殖農家の育成を支援する。繁殖・肥育一貫経営への移行は子牛価格の変動リスクを軽減できるとともに、生産性の向上も期待できることから、牛舎の増改築を支援することで、一貫経営への移行と飼養頭数の拡大を推進する。

### 4 国産飼料生産基盤の確立

近年、配合飼料価格や輸入乾草価格は、為替等の不安定要因の影響を受け、高止まりしており、生産費の約4割を飼料コストが占める酪農及び肉用牛経営を圧迫している。このため、安定的に生産可能な県産粗飼料の生産・利用拡大・放牧活用の推進により、輸入飼料への依存から脱却し、県産粗飼料等の生産基盤に立脚した安定的な生産を推進し、生産費の低減を図る。

放牧活用の推進：放牧は、飼料コストの低減や省力化、健康な牛づくり、中山間地域等における自然環境の保全、良好な景観の形成や銃外の軽減に資するものである。地域や畜産経営の条件に応じて、経営内における牧草地を活用した放牧のほか、耕作放棄地、野草地等の低・未利用地や水田を活用した放牧、さらに無畜集落と連携した但馬牛レンタカウ制度による放牧を進める。また、放牧技術を普及推進する技術者の育成や集落及び放牧研究会等の市町・関係機関・団体の連携により、地域による放牧推進体制の整備を図る。

### 5 家畜衛生対策及び畜産環境対策の充実・強化

農場HACCPの一層の普及・定着：農場段階におけるHACCPの概念をとり入れた衛生手法の導入は、畜産物の安全性向上及び家畜の疾病予防の観点だけでなく、生産物の付加価値の向上、輸出先や販売先への訴求力を高める上でも、畜産農家にとって有効なものであることから、農場指導員の養成や取組農場の認証取得及び取組促進等を通じ、家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、地元の獣医師等が一体となった農場HACCPの普及・定着等を推進する。

### 6 畜産クラスターの取組等による畜産と地域の活性化

酪農及び肉用牛生産は、地域の多様な関連産業に支えられている一方、取引の裾野が広いことから、その振興は、関連産業の発展を通じて地域の雇用と所得の創出につながる。また、地域資源や遊休農地の有効活用により、資源循環の確保や飼料自給率の向上等に資することも期待される。そこで、畜産クラスター事業を活用して牛舎整備による増頭対策や先進的な機械導入による経営の効率化等に積極的に取り組むことにより、地域における酪農及び肉用牛生産の振興を図る。また、耕畜連携による飼料作物と良質堆肥の交換や自給飼料の増産、放牧の活用等を推進し、資源循環の確保や飼料自給率の向上を図るとともに、生産者と地域住民との交流を通じて、地域の活性化を図る。

7 畜産物の安全確保、消費者の信頼確保、ニーズを踏まえた生産・供給の推進

・安全な畜産物の供給と消費者の信頼を確保するための取組

飼料・飼料添加物にかかる安全確保：飼料・飼料添加物の製造・販売・使用段階における適正使用の推進のために、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づく監視指導を実施することで、安全な畜産物の安定供給を確保する。

II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

地域名	地域の範囲	現在（平成25年度）					目標（平成37年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
宍粟市	全域	頭 133	頭 97	頭 89	kg 8,839	t 742	頭 146	頭 119	頭 107	kg 9,100	t 974
合計		133	97	89	8,839	742	146	119	107	9,100	974

- (注) 1. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。  
 2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。  
 3. 「目標」欄には、平成37年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成25年度の数量を記入すること。以下、諸表について同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

地域名	地域の範囲	現在（平成25年度）								目標（平成37年度）							
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等			肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
宍粟市	全域	頭 1,147	頭 252	頭 765	頭 1,017	頭 130	頭 130	頭 1,350	頭 300	頭 900	頭 1,200	頭 150	頭 150				
合計		1,147	252	765	0	1,017	130	130	1,350	300	900	1,200	150	150			

- (注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。  
 2. 肉専用種のおの他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。  
 3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

Ⅲ 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標

1 酪農経営方式  
単一経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要						生産性指標														備考		
	経営形態	飼養形態					牛		飼料							人							
		経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	経産牛1頭当たり乳量	更新産次	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働		経営				
円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円			
①コスト低減型(稲WCS等の給与による自給飼料活用)	家族経営	50頭	繋ぎハイライン	ヘルパー	分離給与	( ha) —	kg 8,600	産次 4	kg イタリオン 4200kg 稲WCS 2700kg	ha 11	飼料生産組織	—	% 60	% 51	割 7	円(%) 80 (96)	hr 87	hr 4,362 (1800×2)	万円 4,590	万円 3,590	万円 1,000	万円 1,000	全域

- (注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。  
 2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。  
 3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要						生産性指標																備考			
	経営形態	飼養形態					牛				飼料							人								
		飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働		経営					
子牛1頭当たり費用合計(現状平均規模との比較)	子牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者の労働時間)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者1人当たり所得																				
但馬牛の生産コスト低減と省力化を図る大規模繁殖経営	家族	75頭	牛房群飼	—	分離給与	4.5 (ha)	12.5 ヶ月	23.5 ヶ月	8.0 ヶ月	240 kg	イタリアン 4200kg 稲WCS 2700kg	10.5 ha	—	—	63 %	67 %	5 割	333,492 (88) 円(%)	105 hr	5,400 (1800×1) hr	4,097 万円	3,622 (590) 万円	475 万円	475 万円	雇用 2	

(2) 肉牛用（肥育・一貫）経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要			生産性指標																		備考	
	経営形態	飼養形態			牛					飼料					人								
		飼養頭数	飼養方式	給与方式	肥育開始時月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体量	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働		経営			
但馬牛をもと畜とした大規模化を図る肥育経営	家族	頭 200	牛房群飼	分離給与	ヶ月 8.0	ヶ月 30	ヶ月 22	kg 680	kg 0.64	kg 稲わら500kg	ha 15		% 25	% 33	割 2	円(%) 324,683(95)	hr 46	hr 5,400(1800×1)	万円 13,565	万円 12,824(590)	万円 741	万円 741	雇用 2

(注) 1. 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には、肉専用種繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加すること。

2. 「肥育牛1頭当たりの費用合計」には、もと畜費は含めないものとする。

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

1 乳牛

(1) 地域別乳牛飼養構造

地 区 域 名		①総農家戸数	②飼養農家戸数	②/①	乳牛頭数		1戸当たり平均飼養頭数 ③/②
					③総数	④うち成牛頭数	
		戸	戸	%	頭	頭	頭
宍粟市	現在	1,496	3	0.2	133	96	44
	目標		3		146	119	49
	現在						
	目標		( )				
合計	現在	1,496	3	0.2	133	96	44
	目標		3		146	119	49

(注) 「飼養農家戸数」欄の( )には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

作業の省力化・効率化を図るため、牛舎や堆肥舎の増改築による収容能力の拡大や搾乳ロボット等先進的な施設・機械の導入を進める。

意欲ある中・大規模経営体のさらなる規模拡大を推進するとともに、飼養頭数が300頭を超えるメガファームなど大規模経営体を育成するため、経営の法人化・企業参入等を進める。

酪農家の労力軽減を図るため、酪農ヘルパーの県内組織一本化を契機に、酪農ヘルパー要員の技術の向上や対応できる作業項目の拡大、広域化による利用者への柔軟な対応など組織の充実・強化を促進する。

効率的な後継牛の確保を図るため、能力の高い乳用牛に対し優良な雌選別精液・受精卵を計画的に利用する。

育成牛にかかる労力と牛舎のスペースを増頭に振り向けるため、生産された乳用雌子牛を環境の優れた育成牧場に預託し、健康で足腰が強く連産性の高い後継牛として育成する。

飼料費の低減と資源循環を図るため、耕畜連携による稲WCS等の飼料作物と良質堆肥の交換を推進するとともに、豆腐かすや酒粕などの未利用資源や稲WCSを使ったTMR飼料の利用を促進する。

飼養規模に見合った処理施設や堆肥流通形態に見合った保管施設整備を図るとともに、堆肥の利用を推進する。

2 肉用牛

(1) 地域別肉用牛飼養構造

	地域名		① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②/①	肉用牛飼養頭数						
						総数	肉専用種			乳用種等		
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種
			戸	戸	%	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
肉 殖 専 用 種 繁 殖	宍粟市	現在	1,496	10	0.67	227	227	222	5			
		目標		10		300	300	300				
肥 育 専 用 種	宍粟市	現在	1,496	4	0.27	739	739	6	733			
		目標		5		900	900	900				
交 乳 種 肥 ・ 育 種 繁 殖	宍粟市	現在	1,496	1	0.07	130				130		130
		目標		1		150				150		150

(注) ( ) 内には、一貫経営に係る分(肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営)について内数を記入すること。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

ア 肉専用種繁殖経営

繁殖経営においては、将来にわたる生産基盤の強化を図るため、50頭以上の大規模繁殖農家の育成を行う。

また、繁殖雌牛の妊娠ステージに応じた適正な栄養管理、適期授精等による1年1産の実現やワクチネーション等疾病予防による子牛の事故率の低減などを図ることにより、効率的な子牛生産を行う。

さらに、耕作放棄地を中心とした放牧の推進、集落営農や飼料生産組織による粗飼料の生産利用を進め、コスト低減を図る。

イ 肉専用種肥育経営

肥育経営においては、規模拡大を進め、経営の安定化を図ることで、後継者の確保を行う。

また、遺伝的能力を十分に発揮させるため、但馬牛肥育マニュアル等を活用し、適切な飼養管理を実施することで、事故率の低減や神戸ビーフ認定率の向上を図る。

さらに、稲わらの収集を飼料生産組織等と協力して行うことにより、飼料自給率の向上を図るとともに、生産コスト低減を図る。

ウ 交雑種肥育経営

交雑種肥育経営においては、増体や健康状態の良好な肥育素牛の導入やほ育期及び育成期の飼養管理技術の改善等を行うことで、事故率の低減や肥育期間の短縮等を図る。また、飼料生産組織等と協力することで、稲わらの収集や飼料生産面積を拡大し、生産コストの低減を図る。なお、乳用種については、輸入牛肉と質的に競合することから、経営の安定化を図るため、肉専用種肥育経営への転換を推進する。

## V 飼料の自給率の向上に関する事項

### 1 飼料の自給率の向上

		現在		目標（平成37年度）	
飼料自給率	乳用牛	22.6	%	39	%
	肉用牛	17.5	%	36	%
飼料作物の作付延べ面積		26.64	ha	36.23	ha

### 2 具体的措置

第2の3の（5）の基本的考え方を参照の上、草地の整備、改良及び保全に関する事項のほか、飼料の自給率の向上のための措置について具体的に記述すること。

- ・水田を活用した稲WCSの生産を推進し、平成37年度には作付面積15haを目指す。
- ・青刈りとうもろこし、ソルゴー等の高栄養作物の作付面積を8.9haから12haへ増加させる。

VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

1 集送乳の合理化

- ア 生産者団体による計画生産の円滑な実施を通じ、需要に応じた生産を推進する。
- イ 単協等の再編、指定生乳生産者団体による貯乳施設の再編整備等により指定生乳生産者団体の機能を強化する。
- ウ 地域酪農協の再編統合により集送乳の合理化を進め経費を低減する。

2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

(1) 肉用牛(肥育牛)の出荷先

区域名	区分	現在（平成25年度）						目標（平成37年度）					
		出荷頭数 ①	出荷先			②/①	出荷頭数 ①	出荷先			②/①		
			県内					県外	県内			県外	
			食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他				食肉処理 加工施設 ②	家畜市場			その他
宍粟市	肉専用種	頭 347	頭 347	頭	頭	頭	% 100	頭 400	頭 350	頭	頭	頭 50	% 87.5
	乳用種												
	交雑種	24	24				100	50	40			10	80
合計	肉専用種	347	347				100	400	350			50	87.5
	乳用種												
	交雑種	24	24				100	50	40			10	80

(注)食肉処理加工施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。

(2) 肉用牛の流通の合理化

地域内一貫生産の推進に努め、組織的な集出荷体制の促進と流通の合理化を図る。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

(1) 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置

① 酪農：県内の酪農家は、60歳以上が約60%で、60歳以上で後継者を確保できていない酪農家は約44%を占めるなど、今後も酪農の戸数減少は免れない。

将来にわたる酪農の担い手を確保し、飼養戸数の減少を抑制するために、①酪農大学校や酪農ヘルパー等からの就農希望者からの積極的な掘り起こし②就農支援組織等関係機関と連携により酪農経営継承バンクに登録している経営移譲希望農家と就農希望者とのマッチング③酪農ヘルパーや雇用就労を経営研修の場としての活用④就農等の費用負担軽減のための施設の増改築への支援⑤中・大規模経営体のさらなる規模拡大、法人化による経営体の育成⑥飼料生産組織等の活用による分業化、搾乳ロボット等機械化による飼養管理の省力化を推進する。

② 肉用牛：県内の繁殖和牛農家のうち70歳以上の高齢農家が約40%、10頭未満の小規模農家が約70%を占めるなど、但馬牛子牛の生産には高齢農家や小規模農家が大きく関わっている。

今後、但馬牛の生産基盤強化していくためには、新たな担い手を確保し、育成していく必要があることから、雇用従事者や農業大学校生を新たな担い手にとらえ、①独立就農に向けた情報提供、②初期投資を軽減するための遊休施設の利活用を含めた貸付牛舎の整備支援、③離農予定者の牛舎や雌牛を引き継ぐ経営継承バンクの整備を進めるなど、幅広く支援を行う。

また、就農希望者の初期投資を軽減するため、離農予定者等から継承する牛舎の改修や貸与する繁殖雌牛牛舎の整備を支援するとともに、子牛の育成や不妊牛のリハビリなどを行う繁殖経営支援センターの整備を推進し、農家の労力負担の軽減を図る。

(2) 畜産クラスター推進方針

酪農及び肉用牛生産は、飼料を始めとする生産資材の調達や畜産物の加工・流通の取引など、生産・販売に関する取引を通じて、多くの関係者に支えられており、その生産基盤の弱体化は地域の社会経済に大きな影響を与えることになる。

また、近年、飼料用米や稲発酵粗飼料等の飼料作物と良質堆肥の交換による耕畜連携の推進、酒粕など未利用資源や稲発酵粗飼料を使ったTMR飼料の利用促進、外部支援組織による分業化など、生産者と関係者との連携による地域的な取組が拡がりつつある。

そこで、このような変化を踏まえ、地域の酪農及び肉用牛生産の生産基盤を強化するためには、畜産農家だけでなく、地域の多様な関係者が共通の目標を持って、継続的に連携・協力した一体的な取組により地域全体で畜産の収益性の向上を目指すとともに、その成果を地域の畜産全体に波及させ、ひいては地域の活性化を図る。

酪農の振興については、牛舎整備等による増頭対策を支援するとともに、先進的な機械導入による経営の効率化を図る。また、県産生乳を用いた高付加価値牛乳乳製品の開発、製造販売など6次産業化への取組を推進する。

肉用牛の振興については、増頭希望者への牛舎整備や放牧場の整備を支援するとともに、地域におけるブランド牛肉の確立に向けた取組等を推進する。

自給飼料の増産については、飼料用米や稲WCSなど自給飼料の作付・利用の拡大及び外部支援組織の設立やその活動を支援する。

また、飼料作物と良質堆肥の交換による地域における耕畜連携体制の構築に向けた取組等を推進する。